

奈良女子大学学術情報センター（附属図書館）利用者の個人情報の取扱いについて

令和7年10月28日

学術情報センター長裁定

奈良女子大学学術情報センター（附属図書館）（以下「センター」という。）を利用する者の個人情報の取扱いについて、奈良国立大学機構個人情報管理規程に基づき、次のとおり定める。

1.用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人情報とは、次に掲げるものをいう。

ア 利用者情報 利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人を識別することができる情報及びそれらを特定できる利用者 ID

イ 利用情報 利用者の入館日時、施設・備品等利用情報、各種図書館サービス（貸出・返却・予約・文献複写・現物貸借等）利用情報

(2) 有効期間 有効期間とは、利用者がセンターを利用することを認められた期間をいう。

2.利用者情報の取得

センターにおける利用者情報の取得方法は以下の3種類である。

(1) 利用者が提出した各種申請書等に記載された個人情報

(2) 奈良国立大学機構内の他部署から提供される個人情報

(3) 奈良女子大学学術情報センター（附属図書館）利用規程第4条第1項第6号から第11号に定める利用者のうち学外機関等から提供される個人情報

3.個人情報の利用目的

センターでは、以下の目的達成のために必要な範囲でのみ個人情報を収集し利用する。

(1) 図書館サービスの提供

センターは、図書館サービス提供のため、図書館サービスに係る業務に必要な範囲で個人情報を利用する。また、センターは、利用者情報を有効期間に限り保持するものとする。ただし、図書館サービスの提供上必要がある場合に限り、有効期間を超えて保持する。なお、利用情報のうち、図書館システムを通して処理されたものは、利用者が図書館のシステムで自ら履歴を参照できることとする。

(2) 図書館サービスの改善

利用状況を把握しサービスの改善・充実を図るため、統計を作成し分析する。ただし、個人を特定できる統計の作成は行わない。

(3) 利用者への連絡

センターが企画する各種イベントの参加利用者や各種サービスの利用者への連絡のため個人情報を使用する。

4.個人情報に関するその他の事項について

個人情報の第三者への提供、開示、管理については、奈良国立大学機構個人情報管理規程及び奈良国立大学機構における個人情報の取扱方針に従って対応する。

附 則

この規程は、令和7年10月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。